

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
高知県教育委員会規則	
◎高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	6
◎高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	6
◎へき地高等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	8

規 則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第11号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1計測機器の項中

「

振動計	1台	1時間につき1,260円
スペクトルアナライザ	1台	1時間につき1,320円

」

を

「

振動計	1台	1時間につき1,260円
-----	----	--------------

」

に、

「

UV照射装置	1台	1日につき420円
--------	----	-----------

」

を

「

UV照射装置	1台	1日につき420円
衝撃試験機	1台	1時間につき1,240円

」

に、

「

ポータブルオシロスコープ	1台	1時間につき810円
ボールバーシステム	1台	1時間につき1,310円

」

を

「

ポータブルオシロスコープ	1台	1時間につき810円
--------------	----	------------

」

に、

「

FFTアナライザ	1台	1時間につき1,610円
----------	----	--------------

」

EMI・EMC	1台	1時間につき1,620円
を		
FFTアナライザ	1台	1時間につき1,610円
に、		
可搬型X線残留応力測定装置	1台	1時間につき1,440円
を		
可搬型X線残留応力測定装置	1台	1時間につき1,440円
ライフサイクルアセスメント	1台	1時間につき1,170円
溶融樹脂流動性測定装置	1台	1時間につき1,280円
に改め、同表分析機器の項中		
蛍光X線分析装置	1台	1時間につき1,850円
を		
蛍光X線分析装置 (ZSX Primus II)	1台	1時間につき1,850円
蛍光X線分析装置 (ZSX Primus IV)	1台	1時間につき1,840円
に、		
クロマトグラフィシステム	1台	1時間につき3,460円
高周波誘導結合プラズマ発光分光分析装置	1台	1時間につき4,240円
天然高分子用高速液体クロマトグラフ	1台	1時間につき2,350円
分取用高速液体クロマトグラフ	1台	1時間につき4,780円
を		
ICP発光分光分析装置	1台	1時間につき3,930円
天然高分子用高速液体クロマトグラフ	1台	1時間につき2,350円

に、		
紫外可視分光光度計	1台	1時間につき2,190円
LC-MSシステム	1台	1時間につき7,190円
耐候試験機	1台	1日につき4,130円
を		
LC-MSシステム	1台	1時間につき7,250円
に、		
分光光度計		
を		
分光計		
に、		
嗜好的機能特性評価システム	1台	1時間につき2,390円
を		
アミノ酸分析計	1台	1時間につき2,560円
分光光度計	1台	1時間につき780円
に改め、同表加工機器の項中		
真空凍結乾燥機	1台	24時間につき3,610円
電気炉	1台	1日につき2,160円
を		
電気炉	1台	1日につき2,160円
に、		
超低温恒温恒湿器	1台	1日につき2,000円

回転式二重釜	1台	1時間につき750円
超低温恒温恒湿器	1台	1日につき2,000円
恒温恒湿器		
恒温器		
濃縮装置	1台	1時間につき1,630円
粉碎機	1台	1時間につき2,140円
濃縮装置	1台	1時間につき1,630円
ハンドシール機	1台	1時間につき1,930円
脱水機	1台	1時間につき2,140円
ハンドシール機	1台	1時間につき1,930円
熱転写装置	1台	1時間につき2,540円
ドライフィルムラミネーター	1台	1時間につき970円
フリーズドライ	1台	1日につき11,960円
ドライフィルムラミネーター	1台	1時間につき970円

フリーズドライ	1台	24時間につき11,960円	
に改める。 別表第2 定性分析の項中			
特殊機器による定性分析	蛍光X線分析	1 試料	5,680円
	X線回折	1 試料	5,730円
	その他特殊機器による定性分析	1 試料	6,400円
特殊機器による定性分析	蛍光X線分析（ZSX Primus II）	1 試料	5,680円
	蛍光X線分析（ZSX Primus IV）	1 試料	5,630円
	X線回折	1 試料	5,730円
	ICP発光分光分析	1 試料	6,190円
	赤外分光光度計	1 試料	6,400円
	ガスクロマトグラフ	1 試料	6,400円
に改め、同表定量分析の項中「5,390円」を「5,370円」に、			
	蛍光X線分析	1 試料	10,580円
	蛍光X線分析（ZSX Primus II）	1 試料	10,580円
	蛍光X線分析（ZSX Primus IV）	1 試料	10,490円
に、「27,120円」を「26,920円」に改め、同表機械金属材料試験の項中			
	衝撃試験	1 試料	1項目につき2,140円

を

衝撃試験	シャルピー衝撃試験機によるもの	1 試料	1 項目につき2,140円
	衝撃試験機によるもの	1 試料	1 項目につき1,500円 (1 試料につき1 項目増すごと又は1 項目につき1 試料増すごとに320円を加算する。)

に、

物理試験	熱膨張試験	1 試料	1 項目につき6,790円
------	-------	------	---------------

を

物理試験	熱膨張試験	1 試料	1 項目につき6,790円
	熔融樹脂流動性測定試験	1 試料	1 項目につき3,240円

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第12号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

- 第8条に次の1項を加える。
- 所長は、前条第1項の依頼書又は同条第2項の変更依頼書により求められたときは、当該依頼をした者に対し、知事が別に定める様式による英語表記による成績報告書を交付するものとする。
別表第1試験機器の項中

「

パームポロシメーター	1 台	1 時間につき710円
------------	-----	-------------

を

細孔分布測定装置	1 台	1 時間につき1,400円
----------	-----	---------------

に、

繊維分析計	1 台	1 時間につき750円
-------	-----	-------------

を

繊維形状分析器	1 台	1 時間につき1,000円
---------	-----	---------------

に改め、同表中

抄紙加工機	樹脂成型プレス機	1 台	1 時間につき790円
	エンボスマシン	1 台	1 時間につき1,370円
	熱カレンダー	1 台	1 時間につき1,010円
	樹脂加工機	1 台	1 時間につき2,020円
	艶付け機（亜鉛板の部分を除く。）	1 台	1 時間につき860円
	小型抄紙機	1 台	1 時間につき6,390円
	手すき抄紙室の備付け器具	1 台	1 時間につき510円
	超音波アトマイザー	1 台	1 時間につき900円
	サンプルローラーカード機	1 台	1 時間につき690円
	スリッター	1 台	1 時間につき1,160円
	スリッター（細幅）	1 台	1 時間につき1,500円
	レーザー加工機	1 台	1 時間につき780円
織り機	1 台	1 時間につき420円	
撚糸装置	1 台	1 時間につき420円	

を「

	その他の抄紙加工機	1台	1時間につき550円
--	-----------	----	------------

製造加工機

樹脂成型プレス機	1台	1時間につき790円
エンボスマシン	1台	1時間につき1,370円
熱カレンダー	1台	1時間につき1,010円
樹脂加工機	1台	1時間につき2,020円
艶付け機（亜鉛板の部分を除く。）	1台	1時間につき860円
小型抄紙機	1台	1時間につき6,390円
手すき抄紙室の備付け器具	1台	1時間につき510円
超音波アトマイザー	1台	1時間につき900円
サンプルローラーカード機	1台	1時間につき690円
スリッター	1台	1時間につき1,160円
スリッター（細幅）	1台	1時間につき1,500円
レーザー加工機	1台	1時間につき780円
織り機	1台	1時間につき420円
擦糸装置	1台	1時間につき420円
その他の製造加工機	1台	1時間につき550円

」

に改め、同表分析機器の項中「1日につき6,210円」を「24時間につき6,210円」に、

「

レオメーター	1台	1時間につき1,280円
--------	----	--------------

」

を「

レオメーター	1台	1時間につき1,280円
全有機体炭素計	1台	1時間につき640円

」

に改める。

別表第2 定量分析の項中

「

レオメーターによるもの		1件につき6,080円
-------------	--	-------------

」

を「

レオメーターによるもの		1件につき6,080円
全有機体炭素計によるもの		1件につき4,930円（1件増すごとに2,390円を加算する。）

」

に改め、同表物理化学試験の項中

「

繊維長分布測定試験	1試料	2,690円
細孔分布測定試験	1試料	2,480円

」

を「

繊維長分布測定試験	1試料	3,440円（1試料増すごとに2,600円を加算する。）
細孔分布測定試験	1試料	5,750円（1試料増すごとに4,560円を加算する。）

」

に、

「

水解性評価試験	1試料	4,680円
---------	-----	--------

」

を「

水解性評価試験	1試料	4,680円
スロッシュボックス試験	1試料	12,170円

」

に改め、同表原料処理試験の項中「パッチ式紙料調整機」を「パッチ式紙料調整機」に改め、同表製造試験の項中

「

多目的不織布製造装置による製造試験	1時間	18,930円
-------------------	-----	---------

」

を「

--	--	--

」

多目的不織布 製造装置によ る製造試験	ロール製造試験	1 時間	24, 270円
	短判製造試験	1 時間	18, 860円

に改め、同表中

設計図料	A 2 判	1 件	1 枚につき17, 380円
成績書の 謄本又は 証明書		1 通	540円

を

前処理手 数料	試料調整	簡易なもの	1 試料	860円
		一般的なもの	1 試料	1, 570円
		複雑なもの	1 試料	3, 880円
	特殊なもの	1 試料	9, 350円	
英語表記 による成 績 報 告 書、成績 報告書の 複本及び 証明書	英語表記による成績報告書		1 通	2, 350円
	成績報告書の複本		1 通	540円
	証明書		1 通	540円

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

教育委員会規則

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第5号

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「保護者」を「保護者等（未成年の生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。第21条において同じ。）」に改める。

第5条第8項中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第10条の7第5項中「児童等」を「児童等（高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和47年高知県教育委員会規則第8号）第3条に規定する児童等をいう。）」に改める。

第21条第1項第1号及び第2項第1号中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第6号

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和47年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「保護者」を「保護者等（未成年の児童等にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した児童等にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）」に改める。

第8条、第9条、第10条第1項及び第11条中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第7条関係)

入舎願

部 第 学年

ふりがな
氏名

年 月 日生

上記の者を次の理由により貴校の寄宿舎に入舎させたいので、許可されるようお願いいたします。

理由

年 月 日

保護者等 本人との続柄

住所
ふりがな
氏名

高知県立 学校長 様

年 月 日

入舎許可伺

期日 年 月 日

学校長				

1 許可する 2 許可しない
(理由))

第2号様式 (第9条関係)

退舎願

部 第 学年

ふりがな
氏名

年 月 日生

上記の者を次の理由により貴校の寄宿舎を退舎させたいので、許可されるようお願いいたします。

理由

年 月 日

保護者等 本人との続柄

住所
ふりがな
氏名

高知県立 学校長 様

年 月 日

退舎許可伺

期日 年 月 日

学校長				

1 許可する 2 許可しない
(理由))

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第7号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の項中

「

安芸市	東川小学校 川北小学校奈比賀分校 東川中学校	昭和47年5月1日 平成17年4月1日 昭和47年5月1日
-----	------------------------------	-------------------------------------

」

を

「

室戸市	佐喜浜小学校 佐喜浜中学校	令和4年4月1日 〃
安芸市	東川小学校 川北小学校奈比賀分校 東川中学校	昭和47年5月1日 平成17年4月1日 昭和47年5月1日

」

に、

「

土佐清水市	布小学校 窪津小学校 足摺岬小学校 貝ノ川小学校 布中学校 下川口中学校 貝ノ川中学校	昭和34年4月1日 平成28年4月1日 平成2年1月1日 昭和34年4月1日 〃 昭和47年5月1日 昭和34年4月1日
-------	---	--

」

を

「

宿毛市	橋上小学校	令和4年4月1日
土佐清水市	布小学校 下ノ加江小学校 窪津小学校 足摺岬小学校 貝ノ川小学校 布中学校 下川口中学校	昭和34年4月1日 令和4年4月1日 平成28年4月1日 平成2年1月1日 昭和34年4月1日 〃 昭和47年5月1日

」

貝ノ川中学校

昭和34年4月1日

に改め、同表の1級の吾川郡の仁淀川町の項を次のように改める。

仁淀川町	池川小学校	平成22年4月1日
	別府小学校	〃
	池川中学校	〃
	仁淀中学校	〃
	仁淀川町学校給食共同調理場	〃

別表第1の1級の高岡郡の四万十町の項を次のように改める。

四万十町	米奥小学校	平成22年4月1日
	若井川小学校	平成18年3月20日
	田野々小学校	令和4年4月1日
	大奈路小学校	平成18年3月20日
	北ノ川小学校	〃
	十川小学校	〃
	昭和小学校	平成22年4月1日
	北ノ川中学校	平成18年3月20日
	十川中学校	〃
	昭和中学校	平成22年4月1日
	大正中学校	令和4年4月1日
	四万十町立大正学校給食センター	〃
	四万十町立十和学校給食センター	平成22年4月1日

別表第1の2級の室戸市の項及び土佐郡の大川村の項を削り、同表の2級の項中

吾川郡	いの町	本川小学校	平成16年10月1日
		長沢小学校	〃
		中追小学校	〃
		上東小学校	〃
		本川中学校	〃
		中追中学校	〃

を

吾川郡	いの町	本川小学校	平成16年10月1日
		長沢小学校	〃
		中追小学校	〃
		上東小学校	〃
		本川中学校	〃
		中追中学校	〃
仁淀川町	長者小学校	令和4年4月1日	

に改める。

別表第2の高岡郡の四万十町の項を削る。

別表第3の宿毛市の項及び土佐清水市の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。